

訪問介護・訪問型サービス事業所 管理者様

豊田市介護保険課長

訪問介護、訪問型サービス（総合事業）における同一建物減算に係る
介護給付費算定に係る体制等に関する届出書等の取扱いについて

令和 6 年度報酬改定により、指定訪問介護事業所及び指定相当訪問型サービス事業所の同一建物減算に新たな区分（12%減算）が設けられました。当該区分においては、事業所ごとに年 2 回（前期・後期）の判定期間に計算を行い、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」及び「（別紙 10 又は 10-1）訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書」（以下「計算書」という。）の提出が必要でしたが、令和 7 年度前期分より以下のとおり取扱いを変更します。

1 取扱いの変更

（1）変更前

計算書における判定結果の変更の有無にかかわらず、以下の文書を年に 2 回提出

- ・「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」
- ・「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」
- ・計算書

（2）変更後

計算書における判定結果に変更が無い場合は市への提出書類無し

2 留意事項

（1）判定結果の変更が無い場合においても、サービス別に計算書の作成は**必要**です。作成した計算書は市への提出は不要です。

（2）判定結果が変わった場合（例：令和 7 年度前期は該当、後期は非該当の場合）は、これまでと同様に「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」、計算書を提出してください。